

別紙 2

国産濃厚飼料生産の推進

第1 定義

本事業における用語の定義については、次に定めるところによる。

1 国産濃厚飼料

飼料用として利用する目的で栽培したとうもろこし、大豆及び大麦の子実部分をいう。ただし、とうもろこしにあっては雌穂の芯及び穂皮、大豆にあってはさやを含むものも対象とする。

2 未利用資源等

次の（１）又は（２）の資源をいう。

（１）国内で飼料に供する目的以外で生産された農産物や食品残さ等のうち、現在、その性状や発生状況等から廃棄されている資源であって、家畜用の飼料及び飼料原料として利用可能又は、さらに利用が見込まれる資源

（２）これまでの国内での家畜用の飼料としての使用の実態を鑑み、新規性のある資源

3 食品残さ等

食品製造副産物等（食品の製造過程で得られた副産物及び加工屑をいう。）、余剰食品（食品として製造されたが食品として利用されなかったものをいう。）、調理残さ（調理に伴い発生した残さをいう。）又は農場残さ（農場及び選果場において規格外等により利用見込みのない農産物及び農産物の不可食部位をいう。）をいう。ただし、米ぬか、ふすま、大豆粕等、配合飼料原料として広く用いられている食品製造副産物を除く。

4 エコフィード等

未利用資源等を用いて製造された家畜用の飼料のことをいう。

第2 事業の内容

第3の補助事業者が行う、次の取組を支援する。

1 国産濃厚飼料の生産技術実証

養豚農家、養鶏農家をはじめ、国産濃厚飼料を利用する畜産農家や耕種農家を含む生産者集団等が、新たに生産に取り組む場合や生産における課題解決に向け、地域の実情に合わせた生産体系の実証を行うための次の（１）及び（２）の取組

（１）国産濃厚飼料生産技術実証推進

ア 国産濃厚飼料生産技術実証の推進に必要な対策

本事業の円滑な実施のため、関係者による推進会議等を行う。

イ 国産濃厚飼料生産・利用技術の習得に必要な対策

国産濃厚飼料生産・利用技術の習得のため、先進地視察、研修会の開催、専門家による現地指導等を行う。

ウ 国産濃厚飼料生産・利用体制の普及啓発に必要な対策

取組効果の普及啓発のため、現地研修会の開催、パンフレットやマニュアルの配布、ウェブサイトや機関誌等への掲載、ほ場展示器具の設置等を行う。

（２）国産濃厚飼料生産技術実証

ア 国産濃厚飼料生産の実証に必要な対策

実証に取り組む際に必要な土壌改良資材、種子、肥料、農薬等の資材の購入や、土壌、飼料等の分析を行う。

イ 生産物調製貯蔵施設の整備

生産物調製貯蔵に必要な保管タンク、簡易型サイロ、コンテナ、簡易保管施設等の

整備を行う。

ウ 国産濃厚飼料の品質管理に必要な対策

生産した国産濃厚飼料の安全性の確保のため、カビ毒の検査等を行う。

2 未利用資源等の利用技術実証・普及

(1) 未利用資源等利用技術普及

ア 未利用資源等有効活用調査

飼料化可能な未利用資源等の発生量等の情報収集・分析を行い、分析結果に基づき飼料化に有効な未利用資源等とその活用事例等を調査する。また、調査結果を情報発信する。

イ 講習会の開催等

未利用資源等の生産利用技術や優良事例の普及等を目的とした全国シンポジウム・セミナー等の開催やエコフィード等に係る相談に対応するため、ウェブサイトの開設や専門家等の派遣を行う。

ウ 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進

飼料化事業者が飼料原料情勢の変化に対応した持続的な飼料原料の確保・飼料化に取り組む際に活用できる資料等の作成・普及を行う。

エ 高付加価値化畜産物の流通・販売の促進

(ア) 認証の取得支援

一般社団法人日本科学飼料協会がエコフィード認証制度実施要綱（平成 21 年 2 月 9 日制定）に基づき認証するエコフィード認証又は公益社団法人中央畜産会がエコフィード利用畜産物認証制度実施要綱（平成 23 年 5 月 30 日制定）に基づき認証するエコフィード利用畜産物認証（以下「エコフィード認証等」という。）を食品事業者、飼料化事業者、畜産農家等が取得する際の支援を行う。

(イ) 高付加価値化畜産物の普及

エコフィード認証された畜産物及びエコフィード等を活用した高付加価値化畜産物の流通・販売を促進するため、流通・販売等の実態調査を行うとともにその畜産物の普及を行う。

(2) 未利用資源等利用技術実証

ア 未利用資源等利用計画の策定

未利用資源等の飼料化や製造方式の見直し等によるエコフィード等の品質の安定化、製造コストの低減等に係る課題や課題解決のための体制・取組について定めた未利用資源等利用計画を策定する。

イ 未利用資源等利用体制の構築に必要な実証

未利用資源等利用計画等に基づくエコフィード等の製造実証や家畜への給与実証を実施する。

ウ 未利用資源等利用体制の構築に必要な調査・分析等

未利用資源等利用計画やイの実証結果を踏まえた調査・分析、技術検討会や研修会の開催等を実施する。

第3 補助事業者

要綱別表の1の(2)の畜産局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

1 国産濃厚飼料の生産技術実証

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する生産者集団等であること。ただし、農業者の組織する団体の場合は、3戸以上の農業者により構成されるものに限る。

(1) 農業協同組合又は農業協同組合連合会

(2) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

- (3) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）
- (5) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの
- (6) 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（以下のア又はイに該当するものを除く。）
- ア 資本の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が 300 人を超えるもの
- イ その総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の 2 分の 1 以上がアに掲げるもの（（2）又は（4）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの
- (7) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）（以下「基盤法」という。）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）
- (8) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。以下同じ。）
- (9) 協議会（次のアからウまでの全ての要件に適合している場合に限る。）
- ア 生産農家、利用農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）、本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。
- イ 事業の事務手続を適性かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
- ウ 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (10) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）
- 2 未利用資源等利用技術普及
- 次の（1）及び（2）に該当する民間団体等であること。
- (1) 次のアからエまでを満たすこと。
- ア 全国的な観点から本事業の目体を達成するための検討会等の実施が可能な民間団体であること。
- イ 畜産経営における飼料の実態に精通しているとともにエコフィード等の生産、流通、利用等について必要な知識及び専門技術について豊富な知見を有していること。
- ウ 民間企業、都道府県等の試験研究機関、食品事業者、飼料化事業者、畜産農家等との連携の下、全国的な視点で関係者等からの意見聴取、各種調査、課題の検討及び普及・推進をすることが可能であること。
- エ 本事業に係る会計処理等について適切な事務能力等を有すること。
- (2) 次のアからケまでのいずれかに該当すること。
- ア 民間企業

- イ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- ウ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- エ 学校法人
- オ 特定非営利活動法人
- カ 独立行政法人
- キ 特殊法人
- ク 認可法人
- ケ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続きを適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）

3 未利用資源等利用技術実証

次の（１）から（１１）までのいずれかに掲げる者であること。

- （１）農業協同組合又は農業協同組合連合会
- （２）事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- （３）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- （４）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの
- （５）未利用資源等を提供又は収集する者、飼料を製造する者又はその製造した飼料を利用する畜産農家等が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあり、３人以上で構成されているものに限る。）
- （６）公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人
- （７）農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- （８）農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）
- （９）特定農業団体（基盤法第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）
- （１０）株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を又はその関連事業を事業として営むもの（以下のア又はイに該当するものを除く）
 - ア 資本の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ常時使用する従業員数が 300 人を超えるもの
 - イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の 2 分の 1 以上がアに掲げるもの（（３）又は（８）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの
- （１１）協議会（次のアからウまでの要件に適合している場合に限る。）
 - ア 生産農家、利用農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）、本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。
 - イ 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等にかかる規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

ウ 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第4 事業の要件

1 国産濃厚飼料の生産技術実証

(1) 事業推進体制の構築

補助事業者は、本事業の円滑な推進を図るため、都道府県、市町村、関係団体、国産濃厚飼料利用農家等と連携した推進体制の構築に努めるものとする。

(2) 国産濃厚飼料の実証計画の策定

補助事業者は、別紙2様式第1号により国産濃厚飼料の生産技術実証計画（以下「実証計画」という。）を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。なお、実証計画は次のアからウまでを満たすものとする。

ア 第2の1の(1)の取組の実施を必須とする。

イ 事業開始年度の前年度を基準年度、事業計画期間を3年以内とし、事業計画期間最終年度の翌年度を目標年度とした上で、単収、生産コスト、作付面積等に係る目標を設定するものとする。ただし、子実用とうもろこしの単収は水分率15%を目安とした乾燥後の数値を記載することとする。乾燥させない場合においても、水分率15%換算で計算した数値を記載することとする。また、新たに国産濃厚飼料の生産に取り組む場合は、(ア)の要件を満たすものとし、これまで国産濃厚飼料の生産に取り組んだことがある場合は、(イ)の要件を満たすものとする。

(ア) 地域において生産が可能であるかどうかの検証、品種の選定などの生産を可能とするための実証に取り組むこと。

(イ) 基準年度以前の生産における課題を設定し、その課題解決のため、新たな作付け方法等の実証を目標年度までに行うものであること。この場合、目標は次のa又はbにより設定するものとする。

a 単収の向上を目標とする場合は、基準年度の実績に比べ、目標年度の単収が5%以上増加するものであること。ただし、子実用とうもろこしを生産する場合において、基準年度の単収が10a当たり800kg以上1,000kg未満の場合は、目標年度の単収が3%以上増加するもの、基準年度の単収が10a当たり1,000kg以上の場合は、1%以上増加するものであること。

b 生産コストの低減を目標とする場合は、基準年度の実績に比べ、目標年度の実証コストが3%以上低減するものであること。

ウ 本事業による効果を周辺地域等へ普及させる取組として次の(ア)から(オ)までの取組の中から1つ以上を行うこと。

(ア) 事例発表や意見交換のための会議、現地研修会等の開催

(イ) 取組事例を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布

(ウ) ウェブサイトや機関誌等への掲載による取組事例等の周知

(エ) ほ場展示器具の設置

(オ) その他地方農政局長等が認める取組

(3) 国産濃厚飼料の生産技術実証は、次のアからウまでによるものとする。

ア 実証に必要な作付面積に留めること。

イ 実証に必要な土壌分析及び飼料分析は、公的機関等（公的機関又はこれに準ずると地方農政局長等が認める機関をいう。）により実施されるものであること。ただし、既に公的機関等が分析した結果を有している場合には、その分析結果を用いることができる。

ウ 本事業で利用する農薬は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項に基づき農薬の登録がなされているものであること。

(4) 事業実施期間は、実証計画で定める事業計画期間とし、要綱第 11 の 1 の交付決定を受けてから翌々年度までの連続した 3 年以内とする。

2 未利用資源等利用技術普及

(1) 補助事業者は、別紙 2 様式第 2 号により、事業実施計画を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。

(2) 事業の実施及び目標については、外部有識者の助言を求めることとする。

(3) 事業実施計画における成果指標は、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定するものとする。

(4) 事業の実施に当たってはエコフィード等に係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、食品事業者、飼料化事業者、畜産農家等との連携の下、全国的な視点で関係者等からの意見聴取、各種調査、課題の検討・解決、普及・推進等を図ることとする。

3 未利用資源等利用技術実証

(1) 補助事業者は、本事業の円滑な推進を図るため、エコフィード等に係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、食品事業者、飼料化事業者、畜産農家等と連携した推進体制の構築に努めるものとする。

(2) 補助事業者は、別紙 2 様式第 3 号により、事業実施計画を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。なお、目標設定に当たっては、事業開始年度の前年度を基準年とし、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度とした上で、地域の課題解決等に資する目標を設定するとともに、成果指標は取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定するものとする。

(3) 第 2 の 2 の (2) に取り組むにあたっては、補助事業者は第 2 の 2 の (2) のア及びイのエコフィード等の製造実証の取組を必須とする。

(4) 未利用資源等を利用した飼料の製造の実証については、次のアからウまでによるものとする。

ア 未利用資源等を利用した飼料の製造の実証は、必要な最小限に留めること。

イ 未利用資源等を利用した飼料の製造の実証の際に行う成分分析等は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼安法」という。）に基づく登録検定機関、食品衛生法（昭和 30 年法律第 233 号）に基づく登録検査機関又は ISO/IEC・17025 の第三者認証を受けた機関で実施すること。

ウ 未利用資源等を利用した飼料の製造の実証に際しては、その製造する飼料について、飼安法及びこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させること。特に飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 の 5 及び 6 並びに食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について（令和 2 年 8 月 31 日付け 2 消安第 2496 号農林水産省消費・安全局長通知）について、遵守状況を自ら点検し、確実に実施すること。

(5) 事業実施期間は、事業実施計画で定める事業計画期間とし、要綱第 11 の 1 の交付決定を受けてから翌々年度までの連続した 3 年以内とする。

第 5 事業実施の手続

1 国産濃厚飼料の生産技術実証

(1) 補助事業者の選定は、畜産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）により行うものとする。また、第 4 の 1 の (2) により実証計画を作成し、当該計画に基づき継続して事業の実施を希望する補助事業者は、当該計画期間内に限り、公募要領に従い、応募することができる。

- (2) 補助事業者は、実証計画（別紙2様式第1号）等必要な書類について、地方農政局長等と調整の上、要綱第9第1項に規定する交付申請書とともに提出するものとする。なお、公募要領に基づき提出した書類に変更がない場合は、省略することができるものとする。
- (3) 補助事業者は、(2)の提出に当たりあらかじめ関係する機関等（事業を実施しようとする地域を管轄する都道府県、市町村、農協等）との調整を図るものとする。
- (4) 補助事業者が、要綱別表に規定する重要な変更の欄に該当する変更及び実証計画における目標年度の目標値の増減を行おうとする場合には、地方農政局長等と、変更する実証計画（変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。）を調整の上、要綱に定める補助金変更等承認申請書に添付するものとする。
- (5) 補助事業者は、要綱第20に規定する実績報告書を提出する際、(2)又は(4)により添付した実証計画に実績（変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。）を反映したものを添付するものとする。
- (6) (2)により提出を受けた地方農政局長等は、実証計画に記載された内容が、当該地方農政局長等の管轄を超える取組であることを確認した場合にあっては、関連する地方農政局長等の担当部局に連絡するとともに、必要に応じて、当該計画の内容等関連する事項の確認について協力を求めることができるものとする。
- (7) 本事業の実施は、要綱第11の1により交付決定が行われた年度内とする。

2 未利用資源等利用技術普及

- (1) 補助事業者の選定は、公募要領により行うものとする。
- (2) 補助事業者は、事業実施計画書（別紙2様式第2号）等必要な書類について、要綱第9第1項の交付申請書に添付するものとする。なお、公募要領に基づき提出した書類に変更がない場合は、省略することができるものとする。
- (3) 補助事業者が、実施要領第3の3の重要な変更に係る手続を行おうとする場合には、変更後の事業実施計画書（別紙2様式第2号）（変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。）、その他必要な書類を添付し、要綱第15の変更等承認申請書に添付するものとする。
- (4) 補助事業者は、要綱第20に規定する実績報告書を提出する際、(2)又は(3)により添付した事業実施計画書に実績（変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。）を反映したものを添付するものとする。

3 未利用資源等利用技術実証

- (1) 補助事業者の選定は、公募要領により行うものとする。また、第4の3の(2)により事業実施計画を作成し、当該計画に基づき継続して事業の実施を希望する補助事業者は、当該計画期間内に限り、公募要領に従い、応募することができる。
- (2) 補助事業者は、事業実施計画書（別紙2様式第3号）等必要な書類について、要綱第9第1項の交付申請書に添付するものとする。なお、公募要領に基づき提出した書類に変更がない場合は、省略することができるものとする。
- (3) 補助事業者は、(2)の提出に当たりあらかじめ関係する機関等（事業を実施しようとする地域を管轄する都道府県、市町村、農協等）との調整を図るものとする。
- (4) 補助事業者が、実施要領第3の3の重要な変更に係る手続を行おうとする場合には、変更後の事業実施計画書（別紙2様式第3号）（変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。）、その他必要な書類を添付し、要綱第15の変更等承認申請書に添付するものとする。なお、本事業における重要な変更は、要綱別表に規定する変更の他、事業実施計画書（別紙2様式第3号）における目標年度の目標値の増減とする。
- (5) 補助事業者は、要綱第20に規定する実績報告書を提出する際、(2)又は(4)によ

り添付した事業実施計画書に実績（変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。）を反映したものを添付するものとする。

- (6) (2)により提出を受けた地方農政局長等は、事業実施計画書（別紙2様式第3号）に記載された内容が、当該地方農政局長等の管轄を超える取組であることを確認した場合にあっては、関連する地方農政局長等の担当部局に連絡するとともに、必要に応じて、当該計画の内容等関連する事項の確認について協力を求めることができるものとする。
- (7) 本事業の実施は、要綱第11の1により交付決定が行われた年度内とする。

第6 事業の実施基準

第2の1の事業においては、次のとおり実施基準を定める。

- 1 自己資金又は他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の整備の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 施設の整備は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合には、増築、併設、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
- 4 既存施設の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする。
- 5 施設の能力及び規模は、補助事業者内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- 6 本事業は、生産技術実証のための事業であり、事業に必要な範囲の構築物導入のため、費用対効果分析は要しないものとする。
- 7 本事業は、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

第7 事業達成状況の報告

1 国産濃厚飼料の生産技術実証

補助事業者は、事業開始年度から事業実施期間最終年度までの各年度の達成状況について、翌年度の7月末日までに、実施達成報告書（実施要領別記様式3号）に実証計画（別紙2様式第1号）に準じて作成したものを添付し、地方農政局長等に提出するものとする。なお、要綱第20の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業達成状況の報告に代えることができるものとする。

2 未利用資源等利用技術普及

補助事業者は、事業の達成状況について、事業実施翌年度の7月末日までに達成状況報告書（実施要領別記様式3号）に事業実施計画書（別紙2様式第2号）に準じて作成したものを添付し、畜産局長に提出するものとする。なお、要綱第20の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業達成状況の報告に代えることができるものとする。

3 未利用資源等利用技術実証

補助事業者は、事業開始年度から事業実施期間最終年度までの各年度の達成状況について、毎年、事業実施翌年度の7月末までに、実施状況報告書（実施要領別記様式3号）に事業実施計画書（別紙2様式第3号）に準じて作成したものを添付し、地方農政局長等に提出するものとする。なお、要綱第20の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業達成状況の報告に代えることができるものとする。

第8 事業の評価等

1 国産濃厚飼料の生産技術実証

(1) 補助事業者は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の8月末日までに事業評価報告書（実施要領別記様式4号）に別紙2様式第4号を添付し、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 地方農政局長等は、事業評価書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、補助事業者に対し、別紙2様式第7号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。

2 未利用資源等利用技術普及

(1) 補助事業者は、成果目標の達成状況について、事業実施年度の翌年度の8月末日までに事業評価報告書（実施要領別記様式4号）に別紙2様式第5号を添付し、畜産局長等に提出するものとする。

(2) 畜産局長は、事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、補助事業者に対し、別紙2様式第7号により、改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。なお、点検にあたっては外部有識者に助言をもとめることができるものとする。

3 未利用資源等利用技術実証

(1) 補助事業者は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の8月末日までに事業評価報告書（実施要領別記様式4号）に別紙2様式第6号を添付し、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 地方農政局長等は、事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、補助事業者に対し、別紙2様式第7号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。

第9 助成の対象

1 実施要領第7の事業ごとの助成対象となる経費は、別紙2別表に記載するとおりとする。

2 要綱別表の1の(2)の②の畜産局長が定める額は、第2の2の(1)のエの(ア)の取組（認証の取得支援）に対する補助額とし、エコフィールド認証等の申請者が認証を取得するために認証機関等に支払う費用（申請料金、認定料金、立入調査に係る費用（旅費を含む）、事前審査に係る費用（旅費を含む）等）の1/2以内とする。

3 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

第10 施設等の管理運営等

第2の1の(2)の取組で整備した施設において、次のとおりとする。

1 補助事業者は、整備した施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その目的に即して効率的な運用を図り適正に管理運営することとする。

2 地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、補助事業者に対し、適正な管

理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。また、地方農政局長等は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

- 3 地方農政局長等は、補助事業者が整備を行った施設が当初の計画に沿って適性かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設の利用率が70%未満の状況が3年間継続している場合）には、補助事業者に対し、改善指導を行うものとする。

第11 その他

- 1 本事業を実施する場合には、畜産局長又は地方農政局長等は、実施要領に定めるもののほか、事業の実施について、補助事業者に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 本事業の実施につき必要な事項については、実施要領に定めるもののほか、農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別紙2別表

区 分	取組内容及び助成対象	補助率
<p>1 国産濃厚飼料の生産技術実証</p> <p>(1) 国産濃厚飼料生産技術実証推進</p>	<p>1 国産濃厚飼料生産技術実証の推進に必要な対策 関係者による生産・利用の推進会議等の経費</p> <p>2 国産濃厚飼料生産・利用技術の習得に必要な対策 先進地視察、研修会の開催、専門家による現地指導等の経費</p> <p>3 国産濃厚飼料生産・利用体制の普及啓発に必要な対策 現地研修会、パンフレット・マニュアルの配布等の経費</p> <p>4 その他国産濃厚飼料生産技術実証の推進に必要な経費</p>	<p>定額</p>
<p>(2) 国産濃厚飼料生産技術実証</p>	<p>1 国産濃厚飼料生産の実証に必要な対策 土壌分析、飼料分析等の経費、土壌改良資材、種子、肥料、農薬等の購入経費</p> <p>2 生産物調製貯蔵施設の整備 生産物調製貯蔵に必要な保管タンク、簡易型サイロ、コンテナ、簡易保管施設等の整備</p> <p>3 国産濃厚飼料の品質管理に必要な対策 カビ毒の検査等に必要な経費</p>	<p>1/2以内</p>
<p>2 未利用資源等の利用技術実証・普及</p> <p>(1) 未利用資源等利用技術普及</p>	<p>1 未利用資源等の生産利用技術の普及に向けた検討会の開催等に必要な経費</p> <p>2 飼料化可能な未利用資源等の発生量等の情報収集・分析や活用事例等の調査に必要な経費</p> <p>3 飼料化可能な未利用資源等の発生量等の調査結果の情報発信に必要な経費</p> <p>4 未利用資源等利用飼料の生産利用技術等の普及等を目的とした全国シンポジウム・セミナーの開催やエコフィールド等に係る相談に対応するためのウェブサイトの開設や専門家の派遣等に必要な経費</p>	<p>定額 (ただし、7のうち申請料金、認定料金、立入調査に係る費用(旅費を含む)、事前審査に係る費用(旅費を含む)等、認証の取得に必要な費用は1/2以内とする。)</p>

	<p>5 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進に向けた飼料化原料情勢、飼料原料の確保、飼料化技術等の調査に必要な経費</p> <p>6 飼料化事業者の持続的な原料確保・製造の促進に必要な飼料化事業者が活用できる資料等の作成・普及に必要な経費</p> <p>7 エコフィード認証等の取得支援に必要な経費</p> <p>8 エコフィード認証された畜産物及びエコフィード等を活用した高付加価値化畜産物の流通・販売を促進に必要な実態調査及び普及に必要な経費</p> <p>9 その他未利用資源等の利用技術の実証・普及に必要な経費</p>	
(2) 未利用資源等利用技術実証	<p>1 未利用資源等利用計画の策定に向けた検討会の開催等に必要な経費</p> <p>2 未利用資源等利用計画に基づくエコフィード等の製造実証や家畜への給与実証に必要な経費</p> <p>3 未利用資源等利用計画や2の実証結果を踏まえた調査・分析、技術検討会や研修会の開催等に必要な経費</p>	定額

別紙2様式第1号（第4の1及び第5の1関係）

国産濃厚飼料の実証計画（〇〇年度）

1 補助事業者の概要

補助事業者名	
所在地	
代表者	

2 現在の取組状況と事業目的

取組状況	
事業目的	

3 取組の推進体制

(都道府県、市町村、関係団体等と連携した事業の推進体制について記載する。)

4 国産濃厚飼料生産技術実証の取組

課題	(国産濃厚飼料の生産等に係る課題について記載する。)
実証計画	(課題の解決策とそのための実証計画について記載する。)

5 国産濃厚飼料生産技術実証の実施状況と目標

	〇〇年度 (基準年度)	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度 (目標年度)
作付面積 (ha)					
単収 (kg/10a)					
生産コスト (円/ha)					

※子実用とうもろこしの単収は水分率15%を目安とした乾燥後の数値を記載すること。

乾燥させない場合は、水分率15%換算で計算した数値を記載すること。

参考 水分率15%の単収に補正する計算の例

$$\left. \begin{array}{l} \text{① (乾燥前の単収)} \times (100 - (\text{乾燥前の水分率})) \div 100 = (\text{乾物重}) \\ \text{② (乾物重)} \div ((100 - 15) \div 100) = (\text{水分率15\%換算の単収}) \end{array} \right\}$$

6 国産濃厚飼料供給先（供給予定先）

供給先農家名	市町村名	供給数量	畜種	販売価格

7 取組効果を周辺地域等へ普及させる取組

普及の取組	(1) 事例発表や意見交換のための会議、現地研修会等の開催 () (2) 取組事例等を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布 () (3) ウェブサイトや機関誌等への掲載による取組事例等の周知 () (4) ほ場展示器具の設置 () (5) その他(内容:) () 注1: (1) から (5) までの1つ以上を選択し、() 内に○を記載すること。 注2: その他の場合には、(内容:) 内に取組内容を記載すること。
具体的な内容	(取組効果を周辺地域等へ普及させる取組の内容について記載する。)

8 実証に必要な施設の整備計画

名称	型式	〇〇年度 (整備年度)		〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度 (目標年度)		備考
		稼働日数	作付面積	稼働日数	作付面積	稼働日数	作付面積	稼働日数	作付面積	

※ 稼働日数及び作付面積については、4の実施状況に基づき、導入年度から3年間及び目標年度を対象に記載すること。

9 事業計画

(千円)

区 分	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	
	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費
(1) 国産濃厚飼料生産技術実証推進						
(2) 国産濃厚飼料生産技術実証						
計						

10 事業実施計画 (〇〇年度)

(千円)

区 分	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	自己資金	
(1) 国産濃厚飼料生産技術実証推進					
(2) 国産濃厚飼料生産技術実証					
計					

※ 本年度の具体的な事業実施計画を記載する。

11 カビ毒検査体制

検査時点	検査方法及び検査したカビ毒の種類	備考
飼料生産時点	(フモニシンについて〇〇にカビ毒検査を依頼。/デオキシニバレノールについてカビ毒検査キット〇〇で実施。)	
飼料利用時点		

※ カビ毒検査を行う場合は、内容を記載する。

12 配合飼料価格安定制度の加入状況確認

配合飼料価格安定制度の加入状況の確認を行った場合はチェックを入れる。

13 水田農業高収益化推進計画の確認

(1) 「水田農業高収益化推進計画」に子実用とうもろこし（飼料用に限る）が位置付けられており、本事業において、水田で子実用とうもろこしの生産に取り組む場合はチェックを入れる。

(2) 「水田農業高収益化推進計画」に子実用とうもろこし（飼料用に限る）が位置付けられておらず、本事業において、水田で子実用とうもろこしの生産に取り組む場合はチェックを入れる。

14 添付書類

- ・ 補助事業者規程、会計規程、構成員名簿、施設等に係る諸規定
- ・ 耕作地地図等
- ・ 補助事業者収支計画及び推進体制
- ・ その他地方農政局長等が必要と認める資料

(注1) 農林水産省畜産局長が別に定める公募要領による応募申請書の提出時に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

(注2) 事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の補助事業者にあつては、従前に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

事業実施計画書
（未利用資源等利用技術普及）

1 事業の目的

--

2 補助事業者の概要等

--

3 事業の内容(計画)

(1) 検討会の開催

開催時期及び開催場所	参加人数	参集範囲	内容	備考
	(人)			

(2) 飼料化可能な未利用資源等の発生量等の情報収集・分析や活用事例の調査

① 飼料化可能な未利用資源等の発生量等の情報の収集・分析

実施時期	調査範囲	調査内容	備考

② 未利用資源等の活用事例等の調査

未利用資源等の種類・名称	活用方法	備考

(3) 飼料化可能な未利用資源等の発生量等の調査結果の情報発信

情報発信方法	調査内容	備考

(4) 講習の開催等

① 講習会等の開催

開催時期及び開催場所	参加者数	参集範囲	内容	備考

② ウェブサイトの開設や専門家の派遣等

実施時期	内容	備考

(5) 飼料化原料情勢、飼料原料の確保及び飼料化技術等の調査

飼料原料の種類・名称	調査内容	備考

(6) 飼料化事業者が活用できる資料（手引き書等）の作成・普及

概要又は名称	事業量	作成内容	配付先	備考
	(部)			

(7) 高付加価値畜産物の流通・販売の促進に必要な実態調査

① 認証の取得支援

認証の種類	認証取得件数(予定事業者)	内容

② 実態調査

実施時期及び実施場所	調査範囲	内容	備考

③ 畜産物の普及

実施時期及び実施場所	普及範囲	内容	備考

(8) その他

--

4 事業実施により期待される効果

成果目標の項目	現状値	目標値	備考
未利用資源等利用技術普及			

その他事業実施による効果	
--------------	--

※成果目標は、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定すること。

5 事業費（積算）

対象活動等	内容(費目)	事業量	単価	事業費	備考
計					

6 その他

--

事業実施計画書
 （未利用資源等利用技術実証）

1 補助事業者の概要

補助事業者名	
所在地	
代表者	

2 現在の取組状況と事業目的

取組状況	
事業目的	

3 取組の推進体制

（都道府県、市町村、関係団体等と連携した事業の推進体制について記載する。）	
---------------------------------------	--

4 未利用資源等利用体制の構築のための実証計画

課題	（未利用資源等利用体制の構築等に係る課題について記載する。）
実証計画	（未利用資源等利用体制の構築等に係る課題を解決するための実証計画を記載する。）

5 未利用資源等利用技術実証体制の構築のための推進計画

	具体的な推進計画
〇〇年度	
〇〇年度	
〇〇年度	
（目標） 〇〇年度	

6 事業計画

(千円)

区 分	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	
	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費
(1) 未利用資源等利用技術実証						
計						

7 事業実施計画 (〇〇年度)

(千円)

区 分	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	自己資金	
(1) 未利用資源等利用技術実証					

8 未利用資源等利用計画の実施状況と目標

成果目標の項目	〇〇年度 (基準年度)	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度 (目標年度)

その他事業実施による効果	
--------------	--

※成果目標は、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定すること。

9 エコフィード供給先(供給予定先)

供給先農家名	市町村名	畜種	供給数量	販売価格

10 配合飼料価格安定制度の加入状況確認

配合飼料価格安定制度の加入状況の確認を行った場合はチェックを入れる。

11 添付書類

- ・ 補助事業者規程、会計規程、構成員名簿
- ・ 補助事業者収支計画及び推進体制
- ・ その他地方農政局長等が必要と認める資料

(注1) 農林水産省畜産局長が別に定める公募要領に基づき提出した書類に変更がない場合は、省略することができるものとする。

(注2) 事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の補助事業者にあつては、従前に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

別紙2様式第4号（第8の1関係）

国産濃厚飼料の生産技術実証評価報告書（〇〇年度）

1 補助事業者の概要

補助事業者名	
所在地	
代表者	

2 取組状況と実績

	取 組 状 況
(1年目) 〇〇年度	
(2年目) 〇〇年度	
(3年目) 〇〇年度	

注：国産濃厚飼料生産技術実証計画の7に対応する取組状況を記載する。

3 国産濃厚飼料生産技術実証の取組実績

	〇〇年 (基準年度)	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年 (目標年度)
作付面積(ha)					
単収(kg/10a)					
生産コスト(円/ha)					

※子実用とうもろこしの単収は水分率15%を目安とした乾燥後の数値を記載すること。

乾燥させない場合は、水分率15%換算で計算した数値を記載すること。

参考 水分率15%の単収に補正する計算の例

$$\textcircled{3} \quad (\text{乾燥前の単収}) \times (100 - (\text{乾燥前の水分率})) \div 100 = (\text{乾物重})$$

$$(\text{乾物重}) \div ((100 - 15) \div 100) = (\text{水分率15\%換算の単収})$$

4 国産濃厚飼料生産技術実証の取組状況

実証計画	(国産濃厚飼料の生産等に係る課題解決のための実証計画を記載する。)
実証結果	(実証の取組結果を記載する。)

5 整備した施設等の稼働実績

名称	年間稼働日数				作付面積			
	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度

※ 年間稼働日数及び年間稼働時間については、本事業の実施にかかる稼働日数及び作付面積を記載すること。

6 事業実績 (千円)

区 分	〇〇年度			〇〇年度		〇〇年度	
	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	事業内容	事業費
(1) 国産濃厚飼料生産技術実証推進							
(2) 国産濃厚飼料生産技術実証							
計							

7 生産技術実証計画の目標と達成状況

目標年度	〇〇年度
目 標 (生産技術実証計画)	
実 績	
達成状況に関する 自己評価	

注1：目標の欄は、濃厚飼料生産技術実証計画に記載した目標の内容を記載すること。

注2：実績の欄は、目標に該当する実績について記載すること。

注3：達成状況に関する自己評価については、達成/未達にかかわらず、主観的観点から、自ら設定した目標に対する達成状況についての評価を記載すること。

事業評価報告書
(未利用資源等利用技術普及)

1 評価の実施体制等

--

2 事業実施期間

--

3 事業実施により期待される効果

成果目標の項目	目標値 (〇〇年度)	現状 (〇〇年度)	自己評価(所見)
未利用資源等生産利用技術普及			

その他事業実施による効果	
--------------	--

4 その他

--

事業評価報告書
（未利用資源等利用技術実証）

1 補助事業者の概要

補助事業者名	
所在地	
代表者	

2 取組状況と実績

	取組状況・実績
(1年目) 〇〇年度	
(2年目) 〇〇年度	
(3年目) 〇〇年度	
(目標) 〇〇年度	

注：事業実施計画書(未利用資源等利用技術実証)の5に対応する取組状況を記載する。

3 未利用資源等利用計画の策定

実証計画	(未利用資源等利用計画の実証状況を記載する。)
実証結果	(実証の取組結果を記載する。)

4 事業実績

(千円)

区 分	〇〇年度			〇〇年度		〇〇年度	
	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	事業内容	事業費
(1)未利用資源 等利用技術 実証							
計							

5 事業実施計画の目標と達成状況

目標年度	〇〇年度
目標 (実施計画)	
実績	
達成状況に関する自己評価	

注1：目標の欄は、実施計画に記載した目標の内容を記載すること。

注2：実績の欄は、目標に該当する実績について記載すること。

注3：達成状況に関する自己評価については、達成／未達にかかわらず、主観的観点から、自ら設定した目標に対する達成状況についての評価を記載すること。

農林水産省畜産局長 殿
 ○○農政局長 殿
 （北海道にあつては北海道農政事務所長、
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

補助事業者名：

代表者の役職及び氏名：

国産飼料増産対策事業（国産濃厚飼料生産の推進のうち○○）の事業実施に関する改善計画について

令和○○年度～令和○○年度において実施した国産飼料増産対策事業（国産濃厚飼料生産の推進のうち○○）について、当初事業実施計画の成果目標の達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

1. 事業の取組の経過

2. 事業実施計画の成果目標が未達となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度（○○年度）における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	